

羽咋市就業体験促進事業業務委託仕様書

1 業務名

羽咋市就業体験促進事業業務委託

2 目的等

本事業は、羽咋市での暮らしや市内企業での働き方に関する情報発信、市内企業の採用力強化に向けた支援、及び移住者の受け入れ態勢の整備を一体的に行うことにより、市外からの移住・定住の促進と市内中小企業等の人材確保・雇用確保を支援することを目的とする。

特に、移住検討者が抱える「仕事があるか」「どのような職場環境か」「移住後の暮らしは大丈夫か」といった不安に対応するため、企業の求人・採用情報を整理して分かりやすく発信するとともに、移住者を地域・職場に円滑に定着させる仕組みを構築する。

あわせて、これらの取組により得られた知見を市・市内企業が次年度以降も活用できるようマニュアルとして体系化し、継続的な事業展開の基盤を整備する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

本業務は、次の（１）から（７）までを内容とする。

（１）移住・就業情報特設サイトの構築・運営及び情報発信

移住・定住及び市内企業への就業に関心のある者に対し、羽咋市の暮らしの魅力、市内企業の求人情報、移住支援制度等を整理した特設サイトを構築・運営し、継続的に情報発信を行うこと。

- ・掲載内容には、市内企業の求人・採用情報、企業紹介、暮らしに関する情報（住まい・子育て・支援制度等）を含めること。
- ・情報を掲載する市内企業を募集するとともに、掲載までの手続き等を支援すること。
- ・求職者・移住検討者と市内企業とのマッチング費用及び企業の情報掲載料は無料とすること。

- ・サイトはスマートフォンに対応した見やすいデザインとし、本市の既存の移住・定住関連ページ等と相互に連携できるよう配慮すること。
- ・本業務委託期間終了後のサイトの取扱い（次年度以降の継続運営又はデータ・ドメイン等の市への引継ぎ）について、あらかじめ市と協議すること。

初年度の目標掲載企業数：5社程度

（２）市内企業へのヒアリング及び採用情報の整理・支援

市内企業を訪問し、ヒアリングを通じて採用ニーズや職場の魅力を把握したうえで、求人・採用情報を求職者・移住検討者に伝わりやすい形に整理し、企業の採用力強化を支援すること。

① 企業数	5社程度
② 対象企業	羽咋市内に本社又は主たる事務所のある企業
③ 内容	・企業へのヒアリングの実施（事業内容、求める人材像、職場環境、採用課題等） ・求人内容や採用要件の言語化・整理及び募集情報の作成支援 ・移住者・U/Iターン人材の受け入れに向けた採用条件・受け入れ態勢に関する助言
④ その他	・支援を行う企業については、市と協議の上選定すること。 ・支援内容、回数及びスケジュール等を提案すること。 ・整理した情報は、上記（１）の特設サイトに掲載すること。

（３）広報・情報発信

羽咋市での暮らしと市内企業の魅力を、移住・定住及び就業に関心のある層に効果的に届けるため、各種広報・情報発信を行うこと。

- ・市内企業の魅力や移住者の声等を伝える記事・写真等のコンテンツを制作し、特設サイト及びSNS等を通じて発信すること。
- ・発信に当たっては、ターゲット層や発信時期を踏まえた効果的な広報計画を立て、本市ホームページ以外の媒体も活用すること。
- ・広報の実施状況及び反響（閲覧数・反応等）を把握し、報告に反映すること。

（４）移住者の受け入れサポート

移住検討者及び移住者が市内企業に円滑に就業し、地域に定着できるよう、移住検討者本人と受け入れ企業の双方に対する支援を行うこと。

- ・移住検討者・移住者に対する相談対応、市内企業や地域・暮らしに関する情報提供、就業や定着に向けた伴走的なサポートを行うこと。
- ・受け入れ企業に対し、移住者・U/I ターン人材を受け入れる際の留意点や定着に向けた取組（受け入れ準備、フォロー体制等）について助言・支援を行うこと。
- ・本市の移住相談窓口や移住支援制度等の既存施策と連携し、相談者を適切につなぐこと。

（５）受け入れ・採用支援マニュアルの構築

本事業を通じて得られた知見をもとに、市及び市内企業が次年度以降も継続的に活用できるよう、移住者の受け入れ及び採用支援に関するマニュアルを作成すること。マニュアルは、次の２種類を作成すること。

① 市担当者向け	事業の運営方法、企業との連携手順、相談対応の流れ、広報・サイト運営の留意点等をまとめ、次年度以降の事業運営の土台となる内容とすること。
② 市内企業向け	移住者・U/I ターン人材の採用から受け入れ・定着までの手順や留意点、好事例等をまとめ、企業が自ら受け入れ態勢を整備できる手引きとすること。

- ・マニュアルは電子データ（編集可能な形式を含む）で納品し、その著作権は羽咋市に譲渡すること。
- ・作成に当たっては、（２）から（４）までの取組で把握した課題や好事例を可能な限り、反映すること。

（６）自由提案

上記の業務以外で、移住促進及び市内企業の人材確保に資する事業について提案を受け付ける。なお、初年度を取組を基盤として、次年度以降の継続により市内中小企業等の雇用確保及び移住・定住の促進につながることが期待される内容とすること。

（７）アンケートの実施及び業務報告

上記に記載した業務について、その参加企業及び対象者にアンケート調査を行うこと。実施に当たっては、WEBまたは紙媒体で回答できるようにすること。アンケート結果をもとに分析、課題抽出を行ったうえで、初年度事業の成果と次年度以降への改善提案を含む実績報告書を提出すること。

５ 事業実施体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。また、支援

企業・対象者及び市との連絡や調整等が円滑に行える体制を整備すること。

6 その他

- ・仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる必要な業務を実施すること。
- ・業務が完了するまでの過程において、定期的な情報共有を行うこと。
- ・受託者は、市が行う本業務の周知に協力すること。
- ・本市の移住・定住施策担当課及び商工関係担当課等と適宜連携を図ること。

7 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に市に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

8 個人情報の保護

(1) 守秘義務等について

受託事業者は、委託業務の遂行上知り得た情報を受託業務遂行の目的以外に使用、または第三者に提供してはならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ① 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託事業者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託事業者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託事業者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受託事業者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は市に帰属するものとし、市の指示に従い提供を行うこと。

9 留意事項

- ・当該業務の実施に伴う成果物（特設サイト、マニュアル、広報コンテンツ等を含む。）の著作権については、羽咋市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

- ・制作の都合上止むを得ず、著作権を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に市に申し入れを行い、了解を得ること。市に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。
- ・受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。
- ・特許権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・受託者は、本業務上知り得た企業内情報を他に漏らしてはならない。
- ・当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する市の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が必要に応じて協議するものとする。